

# 亀岡市立病院照明 LED 化事業 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は「亀岡市立病院照明 LED 化事業 公募型プロポーザル」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 2 業務概要

- (1) 業務名： 亀岡市立病院照明 LED 化事業
- (2) 業務内容： 照明設備の更新（LED 化）及び賃貸借・保守
- (3) 業務場所： 亀岡市立病院
- (4) 見積限度額： 36,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 契約方法： 賃貸借契約（5 年間の長期継続契約）
- (6) 支払方法： 契約金額を賃貸借期間の月数で等分した額を毎月支払うこととする。
- (6) 賃貸借期間： 令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日（予定）

## 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 4 日程

- |                 |                    |    |
|-----------------|--------------------|----|
| (1) 公募開始        | 令和 8 年 5 月 15 日（金） |    |
| (2) 質問締切        | 令和 8 年 5 月 26 日（火） |    |
| (3) 質問に対する回答    | 令和 8 年 5 月 29 日（金） |    |
| (4) 参加申込書の提出期限  | 令和 8 年 6 月 5 日（金）  |    |
| (5) 企画提案書の提出期限  | 令和 8 年 6 月 16 日（火） |    |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和 8 年 6 月 23 日（火） | 予定 |
| (7) 選定結果通知      | 令和 8 年 6 月 26 日（金） | 予定 |

## 5 参加資格

- (1) 公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 業務一括再委託しない者
- (7) 過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日まで）に、病床数100床以上の病院で本業務の内容と同種又は類似の業務を受注し、かつ履行を完了した実績を有すること。

## 6 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式1）

イ 事業所概要（様式2）

ウ 業務実績書（様式自由。一般病床数が100床以上の病院であること。）

業務名・契約日・契約金額・業務内容が分かる書類（契約書及び仕様書等）を添付すること。

エ 亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し

※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。

### (2) 部数 各1部

「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類も合わせて提出してください。  
(提出部数各1部)

(1) 法人にあつては、商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）

(2) 個人にあつては、住民票等住所がわかる証明書

(3) 法人にあつては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）

(4) 個人にあつては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の2）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）

(5) 誓約書及び役員一覧表

(6) 支店・営業所の場合、本社の委任状

(7) その他、条件により登録証明書（必要な資格の確認）

### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※持参の場合は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで。

※期限必着。なお、如何なる理由であっても期限後の提出は認めない。

### (4) 提出場所

「17 事務局」に記載のとおり

### (5) 提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時まで

## 7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月26日（火）午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（様式3）に記入の上、「17 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。また、質問書を提出した場合は必ず電話にてその旨了承を得ること。電話連絡がなかった場合、質疑書を受け付けられない可能性がある。

(3) 回答日・回答方法

令和8年5月29日（金）午後5時までに当院公式HPにて公表する。

(4) 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

## 8 企画提案書の提出方法

「6 参加申込の手続き」により参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

「9 企画提案書について」に記載のとおり

(2) 提出方法

紙ベース及び電子データ（PDF）をそれぞれ提出すること。

・紙ベース：持参又は郵送（提出条件は参加申込書類と同様とする。）

・電子データ：電子メール

※提出時、電話にてその旨を連絡すること。

(3) 提出先

「17 事務局」に記載のとおり

(4) 受付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年6月16日（火）まで

※受付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までを除く。）

## 9 企画提案書について

企画提案書は以下のとおりとする。

### (1) 内容

#### ①企画提案書表紙（様式4）

#### ②企画提案書（様式自由）

仕様書に基づいた分かりやすい内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。また、下記項目の記載は必須とする。

ア 提案全体の概要、基本方針

イ 施工計画（仮設・養生の方法や、安全管理体制等）

ウ 使用器具及び付属品の詳細（選定基準、品質、性能、安全性等）

各検査室等で使用する 40W 型直管 LED ランプ及びダウンライトが EMC 国際規格 CISPR11, 15, 32 適合品であるか、一部不適合の場合はその規格と割合も記載すること。

エ 物品保守に関する提案

オ LED 導入による電力量及び経費の削減効果（月間）

カ 賃貸借料について（月額・総額）

キ 独自提案（任意）

#### ③数量表（様式7）

様式の内容に基づき、製品仕様・型番・メーカー・消費電力等を記載すること  
データは、Excel・PDF データをそれぞれを提出すること。

#### ④設置製品の仕様書一覧（様式自由）

#### ⑤工程表（様式自由）

#### ⑥参考見積書及び内訳書（様式自由）

総額、年額、月額それぞれを記載すること。金額は税別とし、見積限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し割印をしておくこと。

#### ⑦業務実績書（様式自由。一般病床数が 100 床以上の病院であること。）

過去5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日まで）に、受注及び履行した病院施設における LED 照明更新事業の実績数・病床数・工事概要について分かりやすくまとめること。

#### ⑧予定担当者調書（様式5）

## (2) 提出部数

- ・各6部（正本1部、副本5部）
- ・電子データ 1式

## (3) 作成上の留意点

- ①文字を補完するための図、表、写真、イラスト、イメージ図の使用は任意とする。
- ②企画提案書の印刷色は、カラー、白黒を問わない。
- ③企画提案書の下段中央にページ番号を付すこと。（表紙、目次は除く）
- ④用紙は、A4片面印刷を基本とし、A4を超えるものは折込でA4とすること。
- ⑤使用言語は日本語とし、企画提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- ⑥企画提案書表紙（様式6）について、正本には、会社名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。なお、副本には会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。
- ⑦企画提案書各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないこと。

## 10 審査（プレゼンテーション）

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、亀岡市プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査およびプレゼンテーション審査を実施する。なお、参加者が1者のみの場合は選定委員会に諮り決定する。また、書類のみによる1次選考を実施し、その評価の低い参加事業者にあっては、プレゼンテーション審査に参加させない。

### (1) 実施日

令和8年6月23日（火） 予定

時間は参加者に別途電子メールにて通知する。

### (2) 実施場所

亀岡市立病院

### (3) 出席者

出席者は3名以内とする。

### (4) 所要時間

50分以内（説明30分、質疑応答15分、準備片付け5分）

### (5) 内容

説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

ただし、ランプのサンプルは持ち込み可とする。

## 1 1 企画提案者が1 者の場合の取扱い

参加者が1 者の場合は、選定委員会において手続きを継続するのか又は参加資格等を見直して再公告をするのかを協議し決定する。

## 1 2 選定、非選定結果通知方法

候補者選定の後、参加者全員に対して選定又は非選定の結果及び総合点を通知する。

## 1 3 結果通知等

### (1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得たものが複数の場合は、提案価格が最も安価な者を候補者とする。

### (2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市立病院ホームページに掲載する。なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

## 1 4 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「5. 参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

## 1 5 情報公開及び提供に関すること

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき公開する。

## 16 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申し込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式6）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更不可とする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。基準を事前に定めておくこと。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
  - ①提出期限を過ぎて提出された場合
  - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合
  - ③提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
  - ④提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (11) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

## 17 事務局

〒621-8585 京都府亀岡市篠町篠野田 1-1  
亀岡市立病院 病院総務課 （担当：山内）  
電話番号：0771-29-2621  
FAX番号：0771-29-2631  
電子メール：iryousisetsu@city.kameoka.lg.jp